

答 申 書

(答申第114号)

平成31年2月25日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年7月14日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求を行った。

平成29年度及び同28年度の県立高等学校一般入学者選抜学力検査における福井市内に所在する各県立高等学校（各学科）の受験者平均点、合格者平均点及び合格最低点

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年8月10日付け高教第1312号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

文書No.	公文書の名称	決定内容	公開しない部分および理由
1 平成29年度福井県立高等学校一般入学者選抜に係る			
(1)	学力検査合格者成績調査表（一般）足羽高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(2)	学力検査合格者成績調査表（一般）足羽高等学校（国際・中国語コース）	一部公開	下記のとおり
(3)	学力検査合格者成績調査表（一般）足羽高等学校（国際・英語コース）	一部公開	下記のとおり
(4)	学力検査合格者成績調査表（一般）羽水高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(5)	学力検査合格者成績調査表（一般）高志高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(6)	学力検査合格者成績調査表（一般）高志高等学校（理数）	一部公開	下記のとおり
(7)	学力検査合格者成績調査表（一般）藤島高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(8)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（生物生産）	一部公開	下記のとおり

文書No.	公文書の名称	決定内容	公開しない部分および理由
(9)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（環境工学）	一部公開	下記のとおり
(10)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（生活科学）	一部公開	下記のとおり
(11)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（生産流通）	一部公開	下記のとおり
(12)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（機械システム）	一部公開	下記のとおり
(13)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（情報工学）	一部公開	下記のとおり
(14)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（電子電気）	一部公開	下記のとおり
(15)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（化学システム）	一部公開	下記のとおり
(16)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（テキスタイルデザイン）	一部公開	下記のとおり
(17)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（商業）	一部公開	下記のとおり
(18)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（流通経済）	一部公開	下記のとおり
(19)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（会計）	一部公開	下記のとおり
(20)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（情報処理）	一部公開	下記のとおり
(21)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（国際経済）	一部公開	下記のとおり
(22)	学力検査合格者成績調査表（一般）道守高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
2 平成28年度福井県立高等学校一般入学者選抜に係る			
(1)	学力検査合格者成績調査表（一般）足羽高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(2)	学力検査合格者成績調査表（一般）足羽高等学校（国際・中国語コース）	一部公開	下記のとおり
(3)	学力検査合格者成績調査表（一般）足羽高等学校（国際・英語コース）	一部公開	下記のとおり
(4)	学力検査合格者成績調査表（一般）羽水高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり

文書No.	公文書の名称	決定内容	公開しない部分および理由
(5)	学力検査合格者成績調査表（一般）高志高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(6)	学力検査合格者成績調査表（一般）高志高等学校（理数）	一部公開	下記のとおり
(7)	学力検査合格者成績調査表（一般）藤島高等学校（普通）	一部公開	下記のとおり
(8)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（生物生産）	一部公開	下記のとおり
(9)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（環境工学）	一部公開	下記のとおり
(10)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（生活科学）	一部公開	下記のとおり
(11)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井農林高等学校（生産流通）	一部公開	下記のとおり
(12)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（機械システム）	一部公開	下記のとおり
(13)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（情報工学）	一部公開	下記のとおり
(14)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（電子電気）	一部公開	下記のとおり
(15)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（化学システム）	一部公開	下記のとおり
(16)	学力検査合格者成績調査表（一般）科学技術高等学校（テキスタイルデザイン）	一部公開	下記のとおり
(17)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（商業）	一部公開	下記のとおり
(18)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（流通経済）	一部公開	下記のとおり
(19)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（会計）	一部公開	下記のとおり
(20)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（情報処理）	一部公開	下記のとおり
(21)	学力検査合格者成績調査表（一般）福井商業高等学校（国際経済）	一部公開	下記のとおり
(22)	学力検査合格者成績調査表（一般）道守高等学校（普通）午前	一部公開	下記のとおり
(23)	学力検査合格者成績調査表（一般）道守高等学校（普通）午後	一部公開	下記のとおり

文書No.	公文書の名称	決定内容	公開しない部分および理由
(24)	学力検査合格者成績調査表（一般）道守高等学校（普通）夜間	一部公開	下記のとおり
3	平成29年度及び平成28年度の県立高等学校一般入学者選抜学力検査における福井市内に所在する各県立高等学校（各学科）の合格者平均点が分かる文書	非公開	下記のとおり

<公開しない部分および理由>

<p>① 上記1、2の合格者の各教科・合計の得点分布、最高点および最低点ならびに全受験者の各教科の総点、平均点、最高点および最低点</p> <p>【理由】条例第7条第7号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため <p>② 上記1（3）、2（3）および2（7）の合格者計（帰国子女の合否が特定できる高等学校に限る）</p> <p>【理由】条例第7条第1号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため <p>③ 上記3のすべて</p> <p>【理由】該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため</p>

3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月1日、本件処分について、次のとおり実施機関に対して審査請求を行った。

- (1) 「公開しない部分①」に係る処分を取り消し、対象文書の全部を公開することを求める。
- (2) 「公開しない部分②」のうち、帰国子女・外国人子女の調査表（3枚）を除いた部分に係る処分を取り消し、帰国子女・外国人子女を除いた調査表（3枚）の合格者計を公開することを求める。

4 諮問

実施機関は、平成30年7月13日付け高教第1299号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第2の3のとおりである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 合格者の各教科・合計の得点分布、最高点および最低点ならびに全受験者の各教科の総点、平均点、最高点および最低点について

受験生やその保護者にとって、試験の正確かつ詳細な情報を入手することは、その進路選択、勉強方法に極めて有意義なものであり、本件対象公文書を、抽象的な「おそれ」で非公開にすることは不当である。

また、「高等学校の序列化」「受験競争を不当に加熱させる」との実施機関の主張は、中学の教育現場における点数の序列に基づいた進路指導や、受験産業が活況を呈している現状を無視しており、本件対象公文書を公開することで、これらの弊害が今以上に大きくなる根拠は全く示されておらず、「『この点数さえ取ればこの高等学校に入れる』というような不適切な評価がなされるおそれ」との主張については、そのような安易な評価をする保護者が存在するか疑問である。

「総合的な審査による選抜」という審査方法はブラックボックスであり、本当に公正な方法で行われているのかについて保護者は確認できず、「点数が極端に低い受験生が総合的な審査を名目にゲタを履かされて合格している事実が明るみにならないように公開を拒否しているのではないか」との疑念も生じることから、情報公開を行うことにより、判断が歪まないように抑止が働くのではないかと考えている。

本件対象公文書には、個人を識別できる情報は含まれておらず、入試という県民にとって極めて重要な行政事務が適正に行われているかをチェックするという観点からも公開すべきである。

(2) 帰国子女の合否が特定できる高等学校の合格者計について

別業になっている帰国子女分の調査表は、個人が特定されるおそれがあるため、公開を求めない。一方で、帰国子女を除いた調査表の合格者計は、それを公開しても、「個人の権利利益を侵害するおそれ」（条例第7条第1号）はないため、公開すべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分のうち審査請求の対象となった部分の非公開理由は、要約すると次のとおりである。

1 合格者の各教科・合計の得点分布、最高点および最低点ならびに全受験者の各教科の総点、平均点、最高点および最低点について

県立高等学校における入学者選抜は、調査書中の第3学年における各教科の評定や学力検査の成績などを総合的に勘案した審査により実施されており、学力検査の成績はその指標の1つとして位置づけられるものである。

調査書の評価項目は、実施要項に書かれている様式の項目が全て対象であるが、各高等学校で学力検査の点数と調査書をどのような割合で評価するかは公表していない。

入試という性格上、個人情報が多く存在しているため、多くの人の目によって、細部までチェックをしなければならない類のものではないと考えている。

本件非公開部分を公にすることにより、学力検査の成績のみが注目され、偏った情報による高等学校の序列化につながり、受験競争を不当に加熱させるおそれがある。

また、総合的な審査による選抜という事実が正確に把握されずに、受験生やその保護者に誤解や混乱を招くこととなり、このことが入学者選抜業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、各高等学校の合格最低点等が公になることによって、世間一般的に「この点数さえ取ればこの高等学校に入れる」というような不適切な評価がなされるおそれがある。また、就職試験に際して、在籍する高等学校の学力検査における成績が重視され、生徒個人の能力が適切に評価されないなどといったおそれもある。

これらのことから、成績が比較的下位にある高等学校に在籍する生徒および保護者の名誉感情を害することにもなりかねず、まして、これにより生徒自身の学習意欲等が損なわれるようなことがあれば、当該高等学校の学習指導や生活指導、進路指導にも支障を生じるおそれがあると考えられる。

2 帰国子女の合否が特定できる高等学校の合格者計について

本件調査表の作成にあたっては、5教科で受験することが通常であるのに対し3教科のみで受験する帰国子女および外国人子女（以下、「帰国子女等」という。）については別葉で作成することとしている。また、各学校各学科における帰国子女等も含めた合格者総数については、本県高校教育課ホームページ上において公開されているところである。

本件非公開部分を公にすることにより、これらの情報を照合し、帰国子女等を除いた本件調査表の合格者計と当該学科の合格者総数とを比較することによって、帰国子女等にかかる調査表の合格者計の値を求めることが可能となる。本件調査表のうち帰国子女等にかかる別葉を見れば受験者数が1名のみであったことが明らかであり、その場合の合格者計が求められることは、すなわち帰国子女等個人の合否を公開することと同様の効果を生じさせることになる。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第1号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することならびに文書不存在であることを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、第2の3のとおり審査請求を行っていることから、以下、本件処分のうち審査請求の対象となった非公開部分の妥当性について検討する。

2 合格者の各教科・合計の得点分布、最高点および最低点ならびに全受験者の各教科の総点、平均点、最高点および最低点について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、事務執行情報として公開しないと定めている。

この点について当審査会が確認したところ、実施機関は、県内の教育行政をマネジメントする立場として、県立高等学校ごとの平均点や得点分布、最高点、最低点等の情報は教育活動に支障を及ぼすおそれがある情報として非公開とし、そうした支障のおそれがない県全体の平均点等の情報は公開するという方針を採っているとのことであった。

しかし、学校ごとの入学試験に関する詳細な分析結果といった情報は、審査請求人が主張するように、受験者やその保護者にとって、進路選択や勉強方法を定めるに当たって有意義な情報となることは容易に想像できるところである。

その一方で、実施機関により、学校ごとの平均点や得点分布、最高点、最低点等の情報が公にされた場合、現在、学習塾等が公表している偏差値等により事実上推認されている県立高等学校間の序列が公的な数値をもって確定されることにより、学力偏重の傾向がより助長される懸念があることも否定できない。

このように、入学者選抜に関する情報公開についてはメリット・デメリットが種々想定され得るが、学校ごとの詳細な情報の公開が教育活動に支障を及ぼすおそれを重視して非公開方針を採るとする実施機関の説明に、特段、不合理な点は認められない。

したがって、本件対象公文書のうち審査請求の対象となった非公開部分を公開することにより、今後の県立高等学校の入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 帰国子女の合否が特定できる高等学校の合格者計について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、個人情報として公開しないと定めている。

本件調査表は、3教科のみで受験する帰国子女等については5教科による受験者とは別葉で作成されている。また、各学校各学科における帰国子女等も含めた合格者総数については、実施機関のホームページ上で公開されていることが認められる。

実施機関は、審査請求人が公開を求める帰国子女等を除く本件調査表の合格者計を公にした場合、公表されている当該学科の合格者総数と比較することにより、帰国子女等にかかる合格者計の値を求めることができ、今回の場合、帰国子女等の受験者数が1名のみであったことから、当該帰国子女等の知人など特別な関係にある者であれば、当該個人を特定することが可能となり、かつ、その合否も判明してしまうため、条例第7条

第1号前段に該当する旨主張している。

条例第7条第1号前段における個人識別性の判断は、一般人が通常入手し得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるか否かによって判断することが通例である。

しかし、今回は、特定の高等学校を受験した帰国子女等が1名のみという限定的な状況であり、帰国子女等の状況をよく知る地域住民の一部の者など特別な関係にある者であれば、他の情報と照合することにより、容易に個人を特定できることが想定されることから、審査請求人が公開を求める帰国子女等を除く本件調査表の合格者計は、個人識別性があると判断するのが相当と考えられる。

4 まとめ

以上のことから、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

5 付言

本件処分のうち、帰国子女の合否が特定できる高等学校の合格者計について、実施機関は、当初、条例第7条第1号後段に該当するとして一部公開決定を行っている。しかし、個人の合否に関する情報は、「カルテや反省文など個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報」とまでは言えないと考えられる。また、弁明書および説明聴取においては、実施機関は条例第7条第1号前段の該当性に言及しているため、当審査会においても、第5の3のとおり判断した。今後、非公開情報の該当理由については、慎重に判断するよう求めるものである。

なお、今回の事案では、審査請求から諮問までに10か月余りの期間を要している。一般的に、審査請求から裁決までの手続について標準的な処理期間は設定されていないものの、実施機関においては、審査請求人への必要に応じた経過報告等にも配慮しながら、できる限り速やかに事案の処理に当たることを要望するものである。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 7月13日	・ 諮問書の受理
平成30年 7月30日	・ 審議（第1回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第2回）
平成30年 9月26日	・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成30年10月31日	・ 審議（第4回）
平成30年12月 5日	・ 審議（第5回）
平成31年 2月 4日	・ 審議（第6回）
平成31年 2月25日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

[第3回まで]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	

[第4回以降]

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
内 川 毅 彦	会 長
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
前 田 清 作	